

高等教育の修学支援新制度について

2020年4月から高等教育の修学支援新制度として「給付奨学金制度」と「授業料等減免制度」がスタートし、宮城学院女子大学はその対象機関です。世帯の年収、本人の学業成績や学びの意欲等の条件を満たした場合、世帯の所得金額に基づく区分に応じて以下の月額が支給され、両方同時に支援を受けることができます。

区分 \ 項目	給付奨学金 (月額) 自宅通学	給付奨学金 (月額) 自宅外通学	入学金の 減免額	授業料の 減免額
第Ⅰ区分 住民税非課税世帯	38,300円 (42,500円)	75,800円	240,000円 (音楽科は 260,000円)	上限年間 700,000円
第Ⅱ区分 年収目安 395万円未満	25,600円 (28,400円)	50,600円	第Ⅰ区分の 3分の2	第Ⅰ区分の 3分の2
第Ⅲ区分 年収目安 461万円未満	12,800円 (14,200円)	25,300円	第Ⅰ区分の 3分の1	第Ⅰ区分の 3分の1

※生活保護（扶助の種類は問わず）を受けている生計維持者と同居している人、または児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額が支給されます。

【支援対象者】

経済的理由により修学が困難な学生で、学業等に関する基準、家計に係る基準（収入基準・資産基準）、大学等への入学時期等に係る基準、外国籍の場合は在留資格等に係る基準を満たす学生が対象となります。

詳しい情報は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>